

第1号様式 (第7条関係)

教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

提出日 年 月 日

海老名市長 殿

申請者氏名

次の教育訓練を受講したいので、教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。
 なお、対象講座の指定事務に当たり、申請者に関する情報を海老名市職員が公簿等により必要な限度において確認することに同意します。

① 氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	個人番号		
② 住 所	(〒 -)	電話	- -
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~	年 月 日	(受講修了(予定)日)
⑥ 所要費用(予定)	入学料・登録料	円	
	受講料(教科書、教材費含む)	円	
	合計額	円	
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付を受けたことが ある ・ ない		
⑨ 児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		

(注) 裏面注意事項をご確認ください。

(注意)

- 1 支給対象者は、次の要件すべてを満たす者です。
 - (1) 本市に住所を有するひとり親家庭の親
 - (2) 児童扶養手当を受給していること、又はこれと同様の所得水準にあること。
 - (3) 過去にこの事業による訓練給付金を受給していないこと。
- 2 支給額は、入学料及び受講料等の費用合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 受講対象講座指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、市が当該教育訓練施設に確認をし、その内容で通知します。
- 4 所要費用については、予定される金額であり、受講修了後に当該教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、又は受講を途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、当該教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。
- 7 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の当該事業担当者が児童扶養手当支給担当者に確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第2号様式（第7条関係）

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
- ② あなたと生計を一にしている
- ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
- ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

第4号様式 (第9条関係)

教育訓練給付金支給申請書

申請日 年 月 日

海老名市長 殿

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。
 なお、給付金の支給決定事務に当たり、申請者に関する情報を海老名市職員が公簿等により必要な限度において確認することに同意します。

① 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	個人番号		
② 住所	(〒 -)	電話	- -
③ 教育訓練施設の名称			
④ 教育訓練講座の名称			
⑤ 教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)	年 月 日 (受講終了日)	
⑥ 所要費用	入学料・登録料	円	
	受講料(教科書、教材費含む)	円	
	合計額	円	
⑦ 雇用保険制度の教育訓練給付金の受給額	円		
⑧ 希望する受取金融機関	金融機関名	口座の種類 普通 ・ 当座 ・ その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義(カカナ)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
⑨ 児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		

(注) 裏面注意事項をご確認ください。

(注意)

- 1 支給対象者は、次の要件すべてを満たす者です。
 - (1) 本市に住所を有するひとり親家庭の親
 - (2) 児童扶養手当を受給していること、又はこれと同様の所得水準にあること。
 - (3) 過去にこの事業による訓練給付金を受給していないこと。
- 2 支給申請書は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から30日以内に提出してください。
- 3 支給申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 受講対象講座指定通知書（市が通知したもの）
 - (2) 修了証明書（教育訓練施設の定める修了認定基準に基づいて、教育訓練施設の長が発行するもの）
 - (3) 領収書等（支払った教育訓練経費について、教育訓練施設の長が発行したもの）
 - (4) 児童扶養手当を受給している人は、児童扶養手当証書の写し
 - (5) 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書
- 4 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、当該教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日の翌日から30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。
- 5 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の当該事業担当者が児童扶養手当支給担当者に確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。
- 6 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑧希望する受取金融機関」欄に記載する必要はありません。